

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 6 号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後						
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）						
学校名	区 分	部	課程 等	学 科	修業 年限	学校名	区 分	教育の対 象者	部	課程 等	学 科	修業 年限
岩手県立盲 学校		[略]				岩手県立盲 学校		視覚障害 者	[略]			
岩手県立盛 岡聾学校						岩手県立盛 岡聾学校		聴覚障害 者				
岩手県立一 関聾学校						岩手県立一 関聾学校		聴覚障害 者				
岩手県立盛 岡養護学校	本校					岩手県立盛 岡養護学校	本校	肢体不自 由者				
	都南校						都南校	肢体不自 由者				
岩手県立青 山養護学校						岩手県立青 山養護学校		病弱者				
岩手県立松 園養護学校						岩手県立松 園養護学校		病弱者				
岩手県立盛 岡高等養護 学校						岩手県立盛 岡高等養護 学校		知的障害 者				
岩手県立み たけ養護学 校	本校					岩手県立み たけ養護学 校	本校	知的障害 者				
	奥中山校						奥中山 校	知的障害 者				
岩手県立花 巻養護学校						岩手県立花 巻養護学校		知的障害 者 病弱者				
岩手県立前 沢養護学校						岩手県立前 沢養護学校		知的障害 者				
岩手県立一 関養護学校						岩手県立一 関養護学校		病弱者 知的障害 者				

岩手県立気 仙養護学校	
岩手県立釜 石養護学校	
岩手県立宮 古養護学校	
岩手県立久 慈養護学校	

備考 収容定員は、別に定める。

岩手県立気 仙養護学校		<u>知的障害</u> 者
岩手県立釜 石養護学校		<u>病弱者</u>
岩手県立宮 古養護学校		<u>知的障害</u> 者
岩手県立久 慈養護学校		<u>知的障害</u> 者

備考 1 収容定員は、別に定める。

2 岩手県立花巻養護学校の病弱者及び岩手県立  
一関養護学校の知的障害者は、別に定める場合  
に限り教育の対象者とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。